

第 1 3 0 4 回 東 京 都 建 築 審 査 会
同 意 議 案

同意議案

開催日時 令和元年10月21日 午後1時44分～午後2時31分
開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席者 委員 佐々木 宏
〃 野本 孝三
〃 有田 智一
〃 寺尾 信子
〃 笹井 俊克
〃 関 葉子
幹事 青柳市街地建築部長
〃 金子多摩建築指導事務所所長
書記 齋藤市街地建築部調整課長
〃 谷内市街地建築部建築企画課長
〃 曾根市街地建築部建築指導課長
〃 蓮見都市づくり政策部緑地景観課景観担当課長
〃 小峰多摩建築指導事務所建築指導第一課長
〃 田辺多摩建築指導事務所建築指導第二課長
〃 村岡多摩建築指導事務所建築指導第三課長

○佐々木議長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。本日、傍聴人はいらっしゃらないということですのでよろしいですね。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○齋藤書記 最初は建築指導課が所管いたします個別審査案件の説明となります。

○曾根書記 では、議案第22号についてご説明いたします。

建築主は国立大学法人東京工業大学、建築敷地、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりです。

「調査意見」の2行目をご覧ください。本計画は、サークル棟2棟を増築するものですが、建築敷地内において、昭和38年に建築された建築物が日影規制に既存不適格、昭和60年に建築された建築物が日影規制に不適合となっており、本計画において、敷地内に増築することによって一括許可同意基準には該当するものの、不適合部分が建築基準法第56条の2第1項に抵触することから、個別許可の扱いとし、同ただし書きの適用について本申請がなされたものです。

1ページの右側、許可同意基準チェックリストをご覧ください。本計画の内容は表の上段の右側、所見欄のとおり、一括許可同意基準第1に全て適合しております。なお、先ほど述べました不適合部分の発生理由については後ほどご説明いたします。

2ページ、用途地域図をご覧ください。左側に用途地域ごとの色の凡例がございます。日影規制は、第一種中高層住居専用地域については、3時間－2時間、測定面4m、第一種低層住居専用地域については、4時間－2.5時間、測定面1.5mです。近隣商業地域については、大岡山駅近傍、図の中の紫色の範囲は日影規制はございません。それ以外は規制値5時間－3時間、測定面4mとなっております。

3ページをご覧ください。案内図兼配置図となっております。計画建築物は赤で示している2つの建築物です。

次に、5ページ、敷地全体断面図をご覧ください。ページ左側にキープランを掲載し、敷地の断面位置を示しております。ページ右側の断面図でお示しておりますとおり、敷地は、北東側が高く、西側に向かってなだらかに低くなっております。

続きまして、6ページ、サークル棟1の1階平面、次の7ページは、2階、3階平面、8ページは4階平面です。

9ページは立面です。

10ページは断面です。階数は地上4階、建築物の高さは17.64mです。

11ページはサークル棟3の1階平面、12ページは、2階、3階平面、14ページは立面です。

15ページは断面です。階数は地上3階、建築物の高さは9.76mです。

16ページ、基準時、昭和53年10月時点の等時間日影図となります。ページ右下、赤色丸囲みでお示しする敷地の南東側部分に、ページ左上の枠線囲み内に拡大してお示しするとおり、敷地境界線からの水平距離が10mを超える部分で既存不適格の日影があり、こちらは昭和38年に建築された建物番号1番の大岡山南6号館の日影となっております。なお、日影規制の基準時である昭和53年10月時点において、敷地北側の線路敷に面する部分においては、法施行令第135条の12第1項第1号の規定による日影規制の緩和規定により、道路と線路敷を合わせた幅員が10mを超えているため、反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなしています。

続いて、17ページ、等時間日影図をご覧ください。17ページの右上、赤色丸囲みでお示しする敷地北東側部分に、ページ左上の枠線囲み内に拡大してお示しするとおり、建物番号33、百年記念館の日影が不適合部分を生じております。こちらについては、平成30年7月に開催されました建築審査会において、前願の許可申請時に関してご説明いたしましたとおり、平成2年から9年にかけて実施された大岡山駅地下化工事に伴い、駅に隣接する地下化された線路上空の一部に人工地盤が整備され、地上面で建築敷地となったことにより、敷地北側の線路敷に面する部分の日影規制の緩和が適用できなくなったものです。

続きまして、24ページをご覧ください。大岡山駅地下化工事の前後における周辺状況写真がございますが、あわせてご参照ください。

18ページにお戻りください。ご説明した既存不適格並びに不適合部分のほかは日影規制に適合しており、本計画の増築により日影時間の限度を超える部分を増加させることはありません。

また、恐れ入りますけれども、5ページへお戻りください。5ページの右側、④-④断面図という断面図をご覧ください。平均地盤面がご覧の赤い線の位置となります。測定面はこの赤い線から上となりまして、サークル棟3は測定面より下に位置することから日影は発生いたしません。

恐れ入ります。議案書の裏面にお戻りください。「調査意見」をご覧ください。以上のことから本件は、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて、許可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 それでは、ただいまの説明について、委員からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 3ページをご覧いただきたいんですけども、右上の大岡山駅の西側、そのところに人工地盤ができて、なおかつ、建物もできたのかと思うんです。それで既存不適格のところが増えてしまったということかと思うんですけども、その人工地盤上の建物の階数とか、あるいは施設の内容、例えば駅舎であるとか、そういうふうな階数と施設の内容がわかれば教えてください。

以上です。

○曾根書記 階数は、これは用途は店舗です。店舗でございます、先ほどの24ページの写真をご覧いただきたいのですが、③という写真でございます。③の写真が、恐らくよくご存じのストアだと思うんですけども、見たところ、これ、平家のようにございますが、この店舗が先ほどご指摘をいただきました3ページのピンク色の店舗ということになります。

以上でございます。

○野本委員 そうすると、駅舎とかそういうものではない、店舗だということですね。

○曾根書記 はい、店舗でございます。

○野本委員 結構です。

○佐々木議長 いいですか。ほかにございますか。

○関委員 要件の判断と関係ないことで済みません。どれでもいいんですけども、では、今の24ページの図でいくと、北のほうにサークル棟が4つ、大学食堂の横に3つと、あと西のほうにもう1つサークル棟4とありまして、これらは壊さずにさらにサークル棟を2つつくるということですか。いいことだとは思うんですけども、どうしてこんなにたくさんサークル棟があるのかなとちょっと素朴な疑問と、あとサークル棟1と3というのは既にあるので、同じ呼び名なんだろうかと、どうでもいいことでちょっと引っかかってしまっただけですが。

○曾根書記 今回、特に北側の線路沿いの3棟のサークル棟を壊すということは聞いてございません。

それから名称については、仮称だと思います。申しわけございません。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにございますか。

先ほどの野本委員のご質問で、24ページ、③の写真で、こちら側から撮ったから店舗なんですけれども、これは駅舎も一緒ではないんですか。駅舎もこの中に入っているということではなくて、ここは全く別に店舗がつくられたということ、現地はどうだったかなとちょっと。

○曾根書記 24ページの左側のキープランで、右側の一番上のところに茶色で大岡山駅とございますが、恐らくこちらが改札口になるのではないかなと。

○佐々木議長 なるほど。こちら側からということですね。わかりました。



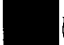
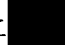
よろしいですか。それでは、本件については以上としまして、次をお願いします。

(幹事・書記 席交代)

○齋藤書記 それでは続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。よろしくをお願いします。

○田辺書記 それでは、議案第2037号についてご説明させていただきます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものです。建築物の概要につきましては様式2の表をご参照ください。

1枚おめくりいただきまして、様式3をご覧ください。申請地は、小平市中島町で、線の駅からにmの場所に位置しております。本件に係る道は、配置図のとおり、現況幅員4.982mから5.056m、延長26.26mの都営住宅の外周通路として、東端で法第42条第1項第1号道路に、西端は都営住宅の外周通路を經由いたしまして法第42条第1項第5号道路に通り抜けてございます。当該道につきましては、地方公共団体へ移管する予定であることを証明する書面が得られないことなどから、一括審査基準に該当しないため、個別審査をお願いするものです。

2枚おめくりいただきまして、右上2ページの道の状況説明図をご覧ください。こちらの図面は上側が北となります。黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分が本件に係る道でございます。

3ページの現況写真をご覧ください。申請地は写真②中央に写っている建築物の敷地でございます。本件の道は、写真のとおり、道路状に整備がなされておまして、敷地との境界も明確で、通り抜けが可能であるとともに、将来にわたり道として維持管理されるものと考えております。

4ページの配置図をご覧ください。計画建築物は外壁面から隣地境界線まで距離を50cm

以上確保した計画としております。

続きまして、5-1ページが1階平面図、5-2ページが2階平面図、6ページが立面図、7ページが断面図となります。

計画建築物は準耐火建築物としておりまして、防火性能を向上させる計画としております。

なお、本計画に関しまして、当該道の部分を管理する東京都住宅政策本部都営住宅経営部資産活用課より、本件の許可について支障ない旨の回答を得ております。

以上のことから、当該許可申請の建築計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○野本委員 表紙を1枚めくっていただいて、様式3をご覧くださいませいんですけれども、上の案内図を見ますと、今回該当の道であるとか、そのほかの周辺の黄色の基準法上の道路と言われている42条1項1号、それから1項5号道路が、それぞれ途中で切れちゃっているというか、そのようになっているんです。これは単に表現上省略したということなのか、それとも今回の外周通路、あるいは1項5号道路がここの色塗りしてあるように、ここまでしかないということなのか、とりあえずお尋ねします。

○田辺書記 まず1項1号道路の表現でございますけれども、こちらにつきましては、表現上割愛しておりまして、案内図でいきますと、XXXXXXXXXXの北側の部分も同じく1項1号道路となっております。

1項5号道路につきましては、申請地の東側の部分などは1項5号道路になってございますけれども、そこから南側にも指定されておまして、縦横に1項5号道路が指定されているんですが、表現上、割愛させていただいております。

○野本委員 今回該当の43条2項2号の道も、外周通路としてはずっと先に通り抜けていると。そうすると、これは行き止まりじゃなくて、どこかにつながっていく。要するに、通り抜けできる道になっていると、そういうことでしょうか。

○田辺書記 おっしゃるとおりでございます。XXXXXXXXXXの南側にある部分が都営住宅の土地になってございまして、便宜上、今回の申請地のところまでを赤く表現しておりますけれども、都営住宅の外周通路はそのまま西側につながっておりまして、1項5号道路

にも接続しております。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございますか。

それでは、次をお願いします。

○田辺書記 それでは続きまして、議案第2038号についてご説明させていただきます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。建築物の概要につきましては様式2の表をご参照ください。

1枚おめくりいただきまして、様式3をご覧ください。申請地は、東村山市栄町で、西武線久米川駅から南東に約400mの場所に位置しております。本件に係る道は、配置図のとおり、東側で法第42条1項1号道路に接続する現況幅員2.880mから3.8m、延長41.42mの道でございます。道に関する協定におきまして、道部分の権利者全員の承諾が得られないことから、個別審査をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、右上2ページの協定内容説明図をご覧ください。こちらの図面は上側が北となります。黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分で本件に係る道、桃色に塗られている部分が道の将来後退部分でございます。同ページ上段の道の所有者一覧表のとおり、関係権利者5名中4名から承諾が得られております。

続きまして、3-1、3-2ページの現況写真をご覧ください。申請地は、3-2ページ、写真④に写っております赤茶色の外壁の住宅の敷地でございます。本件の道は、写真のとおり、道路状に整備がなされており、敷地との境界もおおむね明確であるとともに、権利者の過半以上の承諾が得られていることから、将来にわたって道として維持管理されるものと考えております。

4ページの配置図をご覧ください。計画建築物は外壁面から隣地境界線まで距離を50cm以上確保した計画としております。また、道が行き止まりであることから、敷地内には回転広場に準ずる空地を確保するとともに、敷地南側に隣地への避難口を設けまして、二方向への避難経路を確保しております。

おめくりいただきまして、5-1ページが1階平面図、5-2ページが2階平面図となります。

6ページの立面図をご覧ください。計画建築物は、準耐火建築物といたしまして、防火性能を向上させる計画としております。

以上のことから、当該許可申請の建築計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認めて、許可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、御意見がありましたらお願いします。

○野本委員 2ページをご覧いただきたいんですけども、今回計画を出された道の後退部分、道の所有者一覧表のところを見ますと、今回後退する、例えば24-55は地目が公衆用道路に変更されていて、これは非常に結構なことかなと思います。個人の申請の場合でも、こういうふうに許可を得る際に公衆用道路に変更するというか、多分これは、将来道路として確保されるのが明確になるようにということを意図しているかと思うんですけども、個人の申請の場合でも、こういうふうに公衆用道路という方向で指導されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○田辺書記 地目の変更につきましては、第43条第2項第2号に関する一括許可同意基準というものがまずございまして、基準の3または基準の4の適用にあたり、申請者の権原の及ぶ道の部分については、分筆の上、地目を公衆用道路として登記されたものとする条項がございます。それらの基準に適合していれば一括審査の対象となるわけですが、それに適合しない場合は個別の審査をお願いすることになります。その場合、個人の方でありましても、許可申請の事前に地目変更等をやっていた場合はやっていただきますし、そうでない場合につきましては、確認申請時まで分筆の上、公衆用道路に地目を変更する等という許可条件を付すことになります。

○野本委員 現場で指導するのはなかなか大変かと思うんですけども、こういう道路の後退部分の確保は非常に難しいというか、でも、大事なことかと思うので、何とか指導する中で公衆用道路としての位置づけを進めていただけたらなということをお願いしたいと思っています。

○佐々木議長 ほかにございますか。

○関委員 まず今の件は、公衆用道路に分筆して地目変更することを許可条件にしているケースが多いと思うので、今後ご検討いただけると、将来敷地に取り込まれちゃうようなことが減るのかなと思いますので、ご検討いただけると、将来的にはいいのかなと私も思っております。

あと、3-2の写真で、③の写真を見ると、道の状況が余り良好でもないんですが、これ

はもう所有者の管理なので、どうしようもないということになるんですか。舗装もされている場所とされていない場所があるように見えるんですけども、真ん中だけ舗装されているんですか。

○田辺書記 現況の道の状況でございますけれども、⑤の写真を見ていただきますと、真ん中の部分はコンクリート舗装になってございまして、その周りにつきましては砂利敷きになってございます。本件の許可基準の運用におきましても、道路状に整備されていることの定義といたしまして、ぬかるまない程度の舗装がなされているということになっておりまして、砂利敷きであることは道路状に整備されていることとなります。

本件の許可申請に係る所有者が所有している部分につきましては砂利敷き等で舗装されてございまして、それ以外の所有者の方につきましては、お願いをしていくことはできるんですけども、強制というのは難しいところになってございます。

また、先ほどの地目変更につきましては、もう既に許可条件を付す必要がない状態であれば、許可条件を付していないのですが、仮に許可条件を付さなければならぬような状況があれば、許可条件を適宜状況に応じて付していくこととなります。

○関委員 砂利敷きもやむを得ないのかなとは思いますが、個人的には、バリアフリーとかそういう車椅子の人とかいろいろいらっしゃるという前提の中で、砂利敷きだと困るという人も多分いるだろうなと思います。ただ、法令が追いついていないということだと理解しておりますので、将来的には、もしやるのであれば、全体的に配慮されるといいのかなとは思っております。具体的な運用として難しいということは理解いたしました。

○佐々木議長 よろしいですか。恐らくこれは、⑤の写真だと、真ん中にマンホールがあるから、多分下水道を入れるときに、その管路敷だけ舗装したということじゃないかと思うんです。こういった私道でも市町村が舗装するというケースはあると思うんです。

○関委員 区とか市とかで管理道路って、でも、何か多分要件があるんじゃないんですか。幅がある程度確保されているとか、将来譲渡が予定されるとか、何かあるんだと思うんですけども、管理されていないというのは、恐らくそれに合致していないということなのかもしれないですね。

○佐々木議長 恐らくそうですね。

○野本委員 市に譲渡してくれればいいですね。

○関委員 多分そうなんですけれども、それは嫌だと、通路敷の所有者で同意していない方がいらっしゃいますものね。だから、なかなかできないんだと思うんですけども。

○佐々木議長 よろしいですか。

○有田委員 今のご指摘の延長で、まさに下水のときだけ、そのの該当するところだけ手当てされているということかと思うんですが、一般的に法定の道路じゃなくても、それに準じる形で、例えば昨今の雨水等に関して、問題なく、そういうものが処理できるようなことが担保されているような、そういう道路としての、そういう部分の技術基準はクリアしているかどうかというのは、こういう場合はどこまで確認されるのかというのをお尋ねしたいんです。

○田辺書記 先ほどのお話にも関連すると思いますけれども、舗装をどの程度のものとするかということやそれに関連して表層管理を市にさせていただけるようなこともあるのかもしれないですが、そこは道路管理者の考え方によるところでして、あくまでも建築基準法上、接道しているとみなせる道路に求められる性能といたしましては、ぬかるみとならないような状態であることとなりまして、本件の許可の運用指針に当たりまして、そのような定義づけがなされているところですので、その指針等に基づきまして、本件の許可にあたりまして対応させていただいているところでございます。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにございますか。

○野本委員 様式3の図面を今眺めて、ちょっと気になったところですが、配置図のほうを見ますと、今回の許可条件にもなっている二方向避難出入口があるんですが、上の案内図を見ると、避難口の方向の■様のところの空きが余りないように見えるんですが、ここに避難口で避難できるのかどうか、それを確認したいと思います。

○田辺書記 隣戸への二方向避難の出入口につきましては、歩行での隣戸への避難ができることを確認をさせていただきます。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございますか。

それでは、次をお願いします。

○齋藤書記 それでは続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法第43条第2項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件4件を読み上げさせていただきます。この一括審査分の議案につきましては、その後あわせて質疑をお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1025。建築主、一建設株式会社。昭島市緑町3-2548-1。一戸建て住宅でございます。

整理番号2番、議案番号1026。建築主、[REDACTED]、[REDACTED]。狛江市西野川[REDACTED]。
[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号3番、議案番号1027。建築主、[REDACTED]。東大和市芋窪[REDACTED]。一戸
建て住宅でございます。

整理番号4番、議案番号2034。建築主、[REDACTED]、[REDACTED]。小金井市東町[REDACTED]。
[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

以上でございます。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしま
す。

○野本委員 1026号ですけれども、今、案内図を見ましたら、今回の申請は、東側に43条
2項2号の道ということですが、西側のほうにも道路状のところがあるんですけれども、
これは現状形態とか、あるいは基準法上の位置づけとか、それはどんなふうになっている
んでしょうか。

○小峰書記 配置図上のクランク型で赤い道が記してございますけれども、黄色い部分が
途切れているように見えるところで、下の北側のほうの黄色い部分と赤い道路までの道に
見えるところでしょうか。

○野本委員 そうですね。

○小峰書記 こちらは現状水路になってございます。

○野本委員 ふたがけをしてある水路と、なるほど。でも、道路等の位置づけがないとい
うことですね。

○小峰書記 はい。

○佐々木議長 よろしいですか。

○野本委員 はい。

○佐々木議長 ほかにございますか。

○関委員 2034号ですけれども、これは様式3でいくと、2つの敷地みたいところに2
つの建物っぽいものが建っているんですが、どういう建築物なのか、2世帯住宅かなんか
なのかということと、あと一建築物であるという点については問題ないのか確認したいん
です。

○田辺書記 委員ご指摘の点でございますけれども、今回の申請に係る建築計画についま
しては、配置図でお示ししております、少しねじれた形状にはなっておりますが、赤線

で囲われた敷地内において、2世帯住宅を建築するものとして申請されたものでございまして、建築計画の内容も含めまして審査した上で、一括許可基準に適合していることを確認しております。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにごございますか。

それでは、次をお願いします。

○齋藤書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法第44条第1項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件2件を読み上げさせていただきます。この一括審査分の議案につきましては、その後あわせて質疑をお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号2035。建築主、西武バス株式会社。東村山市栄町2-9-13の一部。バス停留所の上家でございます。

整理番号2番、議案番号2036。建築主、西武バス株式会社。東村山市栄町2-9-13の一部。バス停留所の上家でございます。

以上でございます。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 2035号の西武バスのバス停を見ているんですが、利用者数が相当多いだろうということで、屋根全長が11.5mということで、通常よくつくられるものよりも長目となっております。通行上の支障については支障ないと思うんですけども、こういうふうに大規模なところだと、このごろ高齢者等も多くなっている中で、椅子を設置することが多くなっているんですが、そういう椅子を設置するかどうかというのはバス会社の判断ということで、ここについては特に設けないということでしょうか。

○田辺書記 委員ご質問の件につきましては、道路管理者による道路占用許可は必要になりますので、将来的に全く可能性がないということはないかと思えますけれども、現時点では、申請図面等々にはそのような工作物の設置については記載されていない状況でございます。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにごございますか。

○関委員 一般論ですけれども、こういうバスの上家って、風速何mぐらいまでを想定しているものなんですか。

○田辺書記 バス停の上家の一括許可に関しては、風速何mを想定してこういうものをつるよというよな基準というのはありません。少なくとも風を受ける影響というものは、壁のない比較的軽易な建築物に該当するものなので大きくはないと考えているところでございます。

○関委員 工作物ではあるので、一定の強度というか、構造の基準自体はあるという前提ですか。全然規制がないわけじゃないですよ。

○田辺書記 建築物にはなりますけれども、許可にあたっては詳細の耐風圧等々がどこまでかという仕様規定については明確にはございません。

○関委員 この前の台風で何となく急にそこが少し気になったというだけなので、承知しました。

○野本委員 今の質問に関連して、ほかの区で設置するときにお聞きしたら、構造上のチェックをしていると聞いたんです。例えば、柱にこのごろアルミを使うものもあるんですね。これまでは鉄骨でつくっているのをアルミで大丈夫かいと言ったら、告示でこういうふうなものが認可されていて、それに基づいて構造上のチェックをしていると聞いたので、屋根についてもチェックがないというのは大丈夫かいなど。ほかのある区では、それはちゃんとチェックしていると言っていました。

○田辺書記 私、先ほど仕様規定がないと発言してしまっただけですが、建築基準法上、確認の特例対象に該当するものですので、将来的に確認申請が出てきた場合にも審査対象とはならないんですけれども、建築基準法施行令第87条に風圧力の規定がございます、その内容等も考慮して、構造上安全な設計とすることとなっております。個別審査等になりますと、建築計画の内容によっては、どのような構造計算をしているかということを確認する場合もございますので、そこは状況に応じて対応させていただいております。

○関委員 確認というよりも、基本的に一級建築士のほうでこの規定を守ってつくるということですね。

○田辺書記 はい。

○佐々木議長 要するに、一般的な基準は適用されているということですね。

○田辺書記 はい。

○野本委員 多分関先生の言いたいのは、これまでの基準法の基準のたしか34mですか、規定があるんですね。でも、それだと、この間の千葉に来た15号なんかだと、あれは60m近くありましたので、もたないんじゃないか。だから、関先生だけでなく、議論の中に

は、もっと風速の高いものについても規制をやるべきじゃないかというものがある。だから、自治体、あるいは特定行政庁の立場とすれば、法律を何とかするということはできないでしょうけれども、そういった従来想定していない風速の台風とか暴風雨が来たときのそういうことも、ちょっと念頭に置いておいてくれたほうがいいのかと思います。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございますか。

○齋藤書記 同意議案に係る案件は以上でございます。

○佐々木議長 それでは、以上で同意議案についてのご説明とそれに対する質疑を終了いたします。

それでは、評議に移りますが、本日付議されました同意議案について、委員の間でさらに検討すべきことはございますでしょうか。

(評 議)

○佐々木議長 それでは、同意議案につきましてお諮りをいたします。第22号議案、第1025号議案から第1027号議案、第2034号議案から第2038号議案、以上、計9件の議案をご審議願いましたが、この9件の議案について原案どおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木議長 ありがとうございます。それでは、同意をすることといたします。

それでは、以上をもちまして終了といたします。

